

法令：商標の権利付与・権利確定に係わる
行政案件審理の若干問題に関する
最高人民法院の規定（意見募集稿）

2014年10月14日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

**商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件審理の若干問題に関する
最高人民法院の規定
(意見募集稿)**

商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件を正確に審理し、法により司法審査権を行使し、審理基準の明確化と統一化を図るために、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国行政訴訟法」等の法律規定に基づき、審判実践に結び付けて、本規定を制定する。

第一条【商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の種類】

本規定にいう「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件」とは、相手側当事者又は利害関係人が、国家工商行政管理総局商標評審委員会が下した商標登録出願拒絶審判、商標不登録審判、商標取消審判、商標無効宣告及び無効宣告審判等の具体的な行政行為について、人民法院に提訴する案件を指す。

第二条【審査範囲】

人民法院が商標の権利付与・権利確定に係わる具体的な行政行為が適法か否かを判断するにあたって審査する範囲は、一般的には、当事者の訴訟請求と理由に基づいて確定しなければならない。当事者が審判段階で主張した事由が訴訟において請求されず、それに対する商標評審委員会の具体的な行政行為による認定に明らかな誤りがあった場合、人民法院は各当事者の意見陳述を聴取したうえで、その誤りについて裁判することができる。

第三条【大規模な冒認出願行為】

商標登録者は明らかに真実の使用意思がなく、他人の一定の知名度がある商標、一定の知名度がある地名と同一もしくは類似の商標を大量に出願し、又は正当な理由なく、大量の商標を出願し、商標評審委員会が商標法第四条、第四十四条の規定を適用して不登録又は無効を宣告した場合には、人民法院はこれを支持する。

第四条【第十条第一項第（一）号について】

商標法第十条第一項第（一）号に記載された「中華人民共和国の国名等と同一又は類似」とは、商標標識が全体として「国家名称等と同一又は類似」であることをいう。

中華人民共和国の国名等を含んでいるが、全体的には同一又は類似とはいえない標識であっても、当該標識を商標として登録することにより国名の乱用を招くおそれがある場合には、人民法院は、それが商標法第十条第一項第（八）号に記載された状況にあたると認定することができる。

第五条【その他の悪影響】

商標法第十条第一項第（八）号に記載された「その他の悪影響」とは、商標標識又はその構成要素によりわが国の政治、経済、文化、宗教、民族等社会公共利益と公共秩序に消極的で不利な影響をもたらすことをいう。

商標評審委員会は出願拒絶審判手続において、他人が許可を得ずに公衆人物の氏名等を登録商標として出願することにより、その他の悪影響をもたらすおそれがあるとして不登録とした場合には、人民法院はこれを支持する。

承継人の許可を得ずに、既に死亡した自然人の氏名を登録商標として出願することにより、社会公衆に当該商標を有する商品が当該自然人と関係があると思わせる等の場合には、「その他の悪影響」に当たると認定することができる。

第六条【立体商標の顕著性】

商品自体の形状又はその形状の一部を三次元標識として商標登録出願する場合、顕著性を有するか否かは、関連公衆の一般認識に基づいて総合的に判断しなければならない。

出願人が証拠をもって、長期間又は広範な使用により、関連公衆が既に当該標識を一種の出所記号として認識できることを証明した場合には、当該標識が顕著性を有すると認定することができる。

出願人が独創し又は最も早く使用した三次元標識は、そのことにより顕著性を有する考慮要素とすることができる。

（第二の案：

商品自体の形状又はその形状の一部を三次元標識として商標登録出願する場合、関連公衆が一般的にはそれを商品出所指示標識として識別することが難しいため、一般的に当該種類の標識は、商標としての顕著な特徴を有しない。

当該形状が、出願人による独創であり又は最も早く使用されたことをもってしても、必ずしも商標としての顕著な特徴を有すると認定することはできない。

顕著な特徴を有しない標識は使用により高い知名度を持つようになり、関連公衆に広く知られることで、商標の識別機能を有するようになった場合には、それが顕著な特徴を有すると認定することができる。）

第七条【未登録の馳名商標】

当事者は商標法第十三条第二項に基づいて、後の商標がその未登録の馳名商標の複製、模倣又は翻訳であるとして不登録又は無効を主張する場合には、人民法院は関係法律と司法解釈の規定に基づいて、以下の要素を総合的に考慮したうえで、混同を招きやすいか否かを認定しなければならない。

1. 両商標の類似度
2. 両商標を使用した商品の類似度又は関連度
3. 先行商標の顕著性と知名度
4. 関連公衆の注意度

後の出願人の主観的意図及び実際の混同に関する証拠は、混同の可能性を判断するための参考要素とすることができる。

第八条【登録されている馳名商標】

当事者が、商標法第十三条第三項に基づいて、後の商標がその登録されている馳名商標の複製、模倣又は翻訳であるとして不登録又は無効を主張する場合には、人民法院は関係法律と司法解釈の規定に基づいて、以下の要素を総合的に考慮したうえで、公衆を誤認させ得るか、馳名商標の登録者の利益に損害を与え得るかを認定しなければならない。

1. 先行商標の知名度
2. 先行商標の顕著度
3. 後継商標が先行商標と十分に類似しているか

4. 両商標を使用した商品の状況
5. 後継商標の関連公衆の、先行商標に対する認識度
6. 先行商標と類似する標識がその他の市場主体に使用される状況

第九条【第十三条と第三十条の転換適用】

当事者が、後の商標がその登録されている馳名商標の複製、模倣又は翻訳であるとして、不登録又は無効を主張し、商標審査委員会が、後の商標が先行商標と同一又は類似商品における同一又は類似商標にあたるとして、商標法第三十条の規定を適用して裁決を下した場合、後の商標が登録を受けて5年を超えていなければ、人民法院は当事者の意見を聴取したうえで、商標法第三十条の規定に基づいて審理することができる。

後の商標と先行商標が同一又は類似商品に登録されており、当事者が商標法第三十条ではその利益を十分に保護できないとして、商標法第十三条第三項の適用を主張する場合には、人民法院は案件の実情により、商標法第十三条又は第三十条に基づいて審理することができる。

（第二の案：

上述二項を次のようにまとめる。「後の商標と先行商標が同一又は類似する商品について登録されており、当事者が商標法第十三条第三項に基づいて主張する場合、後の商標が登録を受けて5年未満であれば、人民法院は商標法第三十条の規定に基づいて審理することができる。後の商標が登録を受けて5年以上であれば、商標法第十三条第三項を適用して審理する。」）

第十条【第十三条適用要件の順序】

人民法院は、商標法第十三条第二項又は第三項を適用するにあたり、まず保護を求める商標が「馳名」状態になっているか否かを確定しなければならない。認定できた場合に限り、係争商標が馳名商標の複製、模倣又は翻訳にあたるか、混同を招き得るか、公衆を誤認させ得るか、馳名商標所有者の利益に損害を与え得るかを認定する。

（第二の案：本条を削除する。）

第十一条【代理人・代表者と特定の関係にある者による冒認出願】

商標登録出願人は商標法第十五条第一項に規定された代理人又は代表者と特定の身分関係にあるか、又はその他の特定のつながりがあることで、その商標登録行為が当該代理人又は代表者との結託、共謀によるものであると推定できる場合には、人民法院は商標法第十五条第一項の規定を適用して審理する。

（第二の案：

商標登録出願人は商標法第十五条第一項に規定された代理人又は代表者と特定の身分関係にあるか、又はその他の特定のつながりがあることで、それが明らかに被代理人又は被代表者の商標の存在を知っていると推定できる場合には、人民法院は商標法第十五条第二項の規定を適用して審理する。）

第十二条【第十五条第二項「その他の関係」】

以下のような場合は、商標法第十五条第二項に規定された「その他の関係」に認定することができる。

1. 商標出願人は先行使用者と同一の区域、同一の業界に所属し、かつ、先行使用

者の商標が比較的強い顕著性を有する場合

2. 双方が代理、代表関係の成立について協議したが、代理、代表関係が成立しなかった場合
3. 商標出願人が先行使用者の複数の商標について登録出願している場合

第十三条【地理的表示】

地理的表示の権利者が、商標法第十六条に基づいて、他人の商標の不登録又は無効を主張し、その係争商標の指定商品が地理的表示の商品と同一ではないとき、当該権利者は、当該地理的表示を当該商品に使用した場合、当該商品の出所が当該地域に由来し、特定の品質、信用又はその他の特徴を有するものであると関連公衆を誤認させ得ることを証明しなければならない。

当該地理的表示が団体商標又は証明商標として登録された場合、関連する権利者は、当該条項に基づいて権利を主張するか又は別途商標法第十三条、第三十条等に基づいて権利を主張することができる。

（第二項の第二の案：

当事者が、先に登録された一般商標に基づいて、他人が出願し、登録した地理的表示証明商標又は団体商標が商標法第十三条第三項又は第三十条の規定に違反しているとして不登録又は無効を主張する場合、これを支持しない。当事者が、先に登録された地理的表示証明商標又は団体商標に基づいて、他人が出願し、登録した一般商標が商標法第十三条第三項又は第三十条の規定に違反しているとして不登録又は無効を主張する場合、これを支持しない。）

第十四条【先行著作権】

当事者が係争商標の標識に対して先行著作権を有しており、係争商標の登録出願がその先行著作権を害するものであると主張する場合、それが著作権者又はその他の著作権を主張できる利害関係人であることを裏付ける証拠を提示しなければならない。

商標公告、商標登録証書等は、著作権者又は利害関係人を確定するための初歩的証拠とすることができる。係争商標登録出願人は異議があれば、相反する証拠を提示して証明しなければならない。

人民法院は著作権法の関連規定に基づいて、当事者が主張した先行権利が著作物にあたるか、係争商標の登録出願がその著作権の侵害にあたるかを審査しなければならない。

（第二の案：

当事者が、係争商標がその先行著作権を害するものであると主張する場合、人民法院は「中華人民共和国著作権法」等の関連規定に基づいて、著作物にあたるか、著作権者又はその他の権利を主張できる利害関係人にあたるか、そして著作権の侵害にあたるかを審査しなければならない。

単なる商標登録証書、商標公告又は当事者が商標審判手順中若しくはその後取得した著作権登記証書のみによっては、商標標識著作権の権利帰属を証明することができない。ただし、その他の関連証拠と結び付けて、著作物著作権の権利帰属を証明する初歩的証明とすることができる。）

第十五条【先行氏名権】

当事者が、係争商標がその氏名権を害するものであると主張し、関連公衆が当該氏

名について当該自然人を指すものであると考え、当該氏名を標記した商品が当該自然人の許可を受けたものであるか又は当該自然人とその他の特定のつながりがあると考え得る場合には、人民法院は当該商標が当該自然人の氏名権を害するものであると認定することができる。

第十六条【先行商号権】

当事者が主張した商号が一定の知名度を有しており、他人が、当該当事者の許可を得ずに当該当事者の先行する主要な生産経営に係る商品と同一又は類似する商品について当該商号と同一又は類似する商標を登録出願することにより、関連公衆が商品の出所について混同を生じ得るとして、当事者が商標法第三十二条に保護される先行権益にあたる主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十七条【著作物における役柄像と役名】

当事者が、係争商標がその役柄像に係る著作権を害し、商標法第三十二条の規定に違反するものであると主張する場合、人民法院は、当該役柄像が著作権法にいう著作物にあたるか否かを審査しなければならない。

著作物の題名、著作物における役名等は著作物にあたらないが、比較的高い知名度を有しており、それを商標として関連区分の商品に使用することにより、それが著作物の権利者の許可を受けたものであるか又は著作物の権利者とその他の特定のつながりがあると関連公衆を誤認させ得る場合、当事者が商標法第三十二条に保護される先行権益にあたる主張したとき、人民法院はこれを支持する。

第十八条【不正手段による冒認出願の悪意の認定】

当事者が、商標出願人が不正な手段により先に使用されかつ一定の影響を持つ商標を冒認出願していると主張する場合、人民法院は、当該出願人が当該先に使用され、かつ一定の影響を持つ商標を明らかに知っているか又は知り得るか、当該他人の商標の信用を占有する悪意があるかによって、不正手段にあたるかを認定する。

通常、先に使用された商標が既に一定の影響を持っており、商標出願人が当該商標を明らかに知っている又は知り得る場合には、直ちにそれに悪意があると推定することができる。先に使用された商標の顕著性が高いこと、又は商標出願人が先に使用された商標の使用人と同一の区域にあること等の要素は、いずれも悪意の認定に役立つ。

第十九条【馳名商標の複製、模倣、翻訳の悪意の認定】

係争商標の登録出願日までに、引例商標が既に使用により馳名商標になっており、かつ係争商標の出願人が上記事実を明らかに知っている又は知り得る場合、人民法院は、直ちに係争商標の出願人による係争商標登録出願には悪意があると推定することができる。

第二十条【共存協議】

商標審査委員会は、先行引例商標と抵触があることを理由に商標登録出願を拒絶し、不登録とし、又は登録商標の無効宣告を裁定したが、訴訟段階において、引例商標の権利者が係争商標の権利者と協議して、後の商標の登録に同意した場合、人民法院はこれを許可することができる。

コメント [M1]: 意見募集稿では、「第十八条」の条文前に太字で「有一定影响关类别商品上容易导致相关公众误认其来源（一定の影響力を持つ関連区分における商品に…関連公衆に出所について誤認させ得る）」という一文が記載されています。内容的に植字ミスと判断して、削除させていただきます。

第二十一条【法定手順違反】

当事者が、商標評審委員会の以下のような状況が「中華人民共和国行政訴訟法」第五十四条第二項第（二）号に規定された「法定手順に違反する」と主張する場合、人民法院は法によりこれを支持する。

1. 当事者の重要な審判理由を漏らして、実体結論に影響し得る場合
2. 審判手順において法により合議体構成員を告知しておらず、審査を経て確かに忌避すべき事由があるのに忌避しなかった場合
3. 適格当事者に審判に参加するよう通知しておらず、当該側の当事者が明確に異議を主張した場合
4. その他の法定手順に違反して、当事者の実体権益に影響し得る場合

第二十二条【訴訟期間において提出する証拠】

当事者が行政手順においては提出していなかったが訴訟期間において提出した証拠は、人民法院の許可を受けた場合を除き、一般的には採用しない。ただし、以下のような条件を同時に満たす場合は、この限りではない。

1. 訴訟において提出した証拠が、評審委員会が既に審理した関連事由の補足証明に用いられる場合
2. 補足として提出した証拠が案件の実体結果に影響し得るものであり、かつ証拠提出側にはその他の救済ルートがない場合

前項にいう証拠は、第一審手順に指定された挙証期間内に提出しなければならない。ただし、第二審手順と審判監督手順において、当事者が法により提出した新しい証拠は、この限りではない。

第二十三条【情勢変更】

商標評審委員会が商標登録出願拒絶、不登録又は無効宣告の裁決を下した後、人民法院が商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件を審理する過程において、係争商標の不登録又は無効宣告の理由が消滅した場合には、人民法院は、情勢変更を理由に、商標評審委員会の関連裁決を取り消し、変更後の事実に基づいて新たに裁決を下すよう命令することができる。

第二十四条【一事不再理】

商標評審委員会が商標審判請求について裁定又は決定を下した場合、何人も再び同一の事実と理由をもって審判請求を提出してはならない。

商標評審委員会は商標登録出願拒絶審判手順において、出願商標と引例商標が同一又は類似する商品に使用される同一又は類似する商標にあたらないとして、商標初歩査定公告の申請を認める場合、以下のような状況は「同一の事実と理由をもって審判請求を提出する」ものとはみなされない。

1. 引例商標の登録者又は利害関係人が当該引例商標により異議申立をし、商標局がこれを支持し、被異議申立商標の登録者が審判請求をした場合
2. 出願商標が登録された後、引例商標の所有者が当該引例商標によりその無効宣告を請求した場合

第二十五条【商標登録者の死亡又は消滅】

人民法院は商標不登録審判行政案件を審理するにあたって、相手側当事者は証拠を

もって、被異議申立商標の出願人が営業許可書を3年以上取り上げられたほか、被異議申立商標の使用が許可されていないことを証明した場合、人民法院は実際の使用意思がないと推定して、被異議申立商標を不登録とすべき旨の判定を下すことができる。
(第二の案：本条を削除する。)

第二十六条 [登録出願拒絶審判案件における法的根拠の直接変更]

人民法院は商標登録出願拒絶審判行政案件を審理するにあたって、商標審査委員会が係争されている事実と理由について実体審理を行っており、かつ事実認定が明確で、審理手順が適法で、訴訟される裁決の結論が正確であり、適用法律のみが妥当でないと判断した場合、人民法院は法的根拠を直接変更したうえで、原告の訴訟請求を却下することができる。

第二十七条 [実質審査]

人民法院は商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件を審理するにあたって、商標審査委員会による裁決に言及されかつ当事者が不服を示した実体問題について、すべて審理しなければならない。現有する証拠に基づいて判断できるものについては、裁判文書に明確な意見を示さなければならない。

第二十八条 [紛争の実質的解決]

人民法院は審理を経て、商標審査委員会が係争商標を無効宣告する理由がすべて成立せず、かつ無効請求人が提出した理由がすべて審理を受け、係争商標を維持すべきと判断した場合には、商標審査委員会が新たに裁決を下すよう判決せず、訴訟される裁決の取消しを直接判決することができる。

第二十九条 [循環訴訟]

人民法院の発効した裁判が既に関連事実と法律適用について明確な認定を下したが、当事者により、商標審査委員会が当該発効した裁判に基づいて新たに下した裁決について訴訟を提起した場合、人民法院は「中華人民共和国行政訴訟法」の実施における若干問題に関する最高人民法院の解釈」第四十四条第一項第(十)号の規定に基づいて不受理を裁定する。既に受理した場合、起訴の却下を裁定する。